

## 『連携強化診療情報提供料』算定開始について

令和 8 年度診療報酬改定(令和 8 年 6 月施行)により、特定機能病院においても

「連携強化診療情報提供料(150 点)」の算定が可能となりました。

本改定は、200 床未満の保険医療機関(病院・診療所)と専門的な医学管理を行う医療機関が連携し、質の高い医療を効率的に提供する体制を評価するものです。

当院は、本制度の趣旨を踏まえ、ご紹介いただいた患者さんの診療状況につきまして、これまで以上に丁寧かつ確実な情報提供に努めてまいります。

つきましては、貴院よりご紹介いただいた患者さんが令和 8 年 6 月以降に当院を受診された際は、返書のご依頼があったものと判断し、本提供料の算定を開始させていただきます。

本制度および当院の運用へのご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

### ■ 算定開始日

令和 8 年 6 月 1 日(月)

### ■ 算定項目・点数

連携強化診療情報提供料 150 点

### ■ 算定対象

1. 紹介元医療機関が診療所または 200 床未満の病院であること
2. 病状安定まで一定期間、当院で診療を行い、紹介元医療機関へ診療状況を情報提供する場合
3. 患者 1 人につき、提供する保険医療機関ごとに 3 ヶ月に 1 回に限り算定